

京都芸術大学における障がい学生支援について

修学に関する支援（合理的配慮）申請について

京都芸術大学では、障害や疾患のある学生が他の学生と同様に学ぶことができるよう修学に関する支援（合理的配慮）を行っています。支援は、学生（本人）からの申し出（申請）に基づき、内容・方法を検討します。

授業における支援は、その授業の教育内容の本質を変えずに、何らかの工夫や支援をすることによって、障害のある学生が他の学生たちと同じスタートラインに立つために行います。評価を甘くするということや、単純に課題等を免除する、出席を免除するというものではありません。例えば、ある課題が障害により実行困難であれば、その方法を変えたり、その課題と同等の課題に取り組んだりするという事です。支援の内容が妥当かどうかの判断の基準として、合格基準・単位認定・成績評価基準・卒業要件等の教育の目的・内容・評価の本質を変えないという原則があります。

支援の申請には、障害者手帳、医師の診断書、専門家の所見などの根拠となる資料の提出が必要です。

修学支援の流れ

1. 支援を希望する場合は、所属する学科または障がい学生支援室（教学事務室 学生生活窓口）までご連絡のうえ、『修学に関する支援申請書』（在学生専用サイトからダウンロード可）を根拠資料（診断書や検査所見等）とともに、障がい学生支援室（教学事務室 学生生活窓口 又は 保健センター・学生相談室）に提出してください。※申請書の書き方等でわからないことがありましたら、障がい学生支援室（教学事務室 学生生活窓口 又は 保健センター・学生相談室）で相談できます。

2. 申請書が提出されると、障がい学生支援室担当者が本人に連絡を取り、面談の日時を決めます。

3. 面談の中で必要な支援について話し合います。学生本人、所属学科の教職員、障がい学生支援室、その他関係者で面談を行ったうえで、支援の内容・方法を決定します。

《注意①》申請書提出後に、〈面談〉→〈支援内容・方法の検討〉→〈支援内容を決定〉した後、授業担当教員に支援配慮依頼を行いますので、実際の支援開始までに1か月程度かかる場合もあります。支援を検討されている方は、お早目に相談してください。

《注意②》支援継続を希望する場合は、履修登録の1か月前程度より翌学期の支援について検討を開始することを推奨します。また、履修登録の検討などの準備を早めにするをおすすめします。配慮内容に変更が必要な場合があるため、支援申請は学期毎に必要です。

◎個人情報の取り扱いについて

別紙「修学に関する支援申請書」に記載された個人情報は、修学支援の目的のため、障がい学生支援室に共有されます。

修学支援を円滑に行なうため関連部署と情報を共有する必要がある場合、その共有範囲については申請者と協議して決めるものとします。

外部関係機関・団体等に対して、統計資料として、学年・障害の種別等の在籍者数を公表することがありますが、個人を特定できる氏名等の内容を公表することは一切ありません。

お問い合わせ先：京都芸術大学 障がい学生支援室（教学事務室 学生生活窓口 075-791-9165）

（保健センター・学生相談室 075-791-9343）